

報告 1 4

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 1 0 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所：福岡県福岡市博多区

氏名：

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和4年7月5日 午前10時30分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷941番地

(3) 事故の状況

本町の職員が、高齢者等ごみ出し等支援事業の対象者のごみ等を収集する際に、車両を切り返したところ、当該事故発生場所に設置されている下水道管の蓋を破損させたもの。

なお、上記の高齢者等ごみ出し等支援事業の対象者を通して、車両の切り返しをする際に当該土地に進入させていただくことについては、事前に相手方から了承を受けている。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

15,631円

令和4年9月30日

長与町長 吉田 慎

